

内部質保証を推進するための方針

1. 目的

倉敷市立短期大学の理念に則して、教育研究、社会貢献、管理運営等の大学の諸活動に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善のための取り組みを恒常的に行うことにより、本学の教育研究等の質を向上させる継続的な仕組み（以下、「内部質保証」という。）を構築することによって、本学の教育研究等に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2. 方針

本学の理念を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針及びその他の方針に照らしながら、教育研究活動及びその他の大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果の検証及び改善の一連のプロセスを適切に展開させることで、教育研究等の質の継続的な向上を図る。また、内部質保証システムが適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつける。

3. 実施体制

（1）組織

内部質保証の取り組みを適切に進めるために、本学は短期大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として企画運営協議会を置き、自己点検・評価等の実施及び結果の集約を担当する組織として大学活動推進委員会を置くこととする（図1）。

① 企画運営協議会

学長を委員長とした内部質保証システムを推進する責任組織として、次の役割を担う。

- ・ 短期大学全体の自己点検・評価の基本方針の策定を行う。
- ・ 各組織の教育活動が適切に展開するよう、必要な運営等を恒常的に行う。
- ・ 自己点検・評価の実施結果に基づき、各組織の活動を定期的に検証するとともに、改善に向けたマネジメントを継続的に行うことにより、内部質保証システムを推進する。
- ・ 内部質保証システムが適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつける。

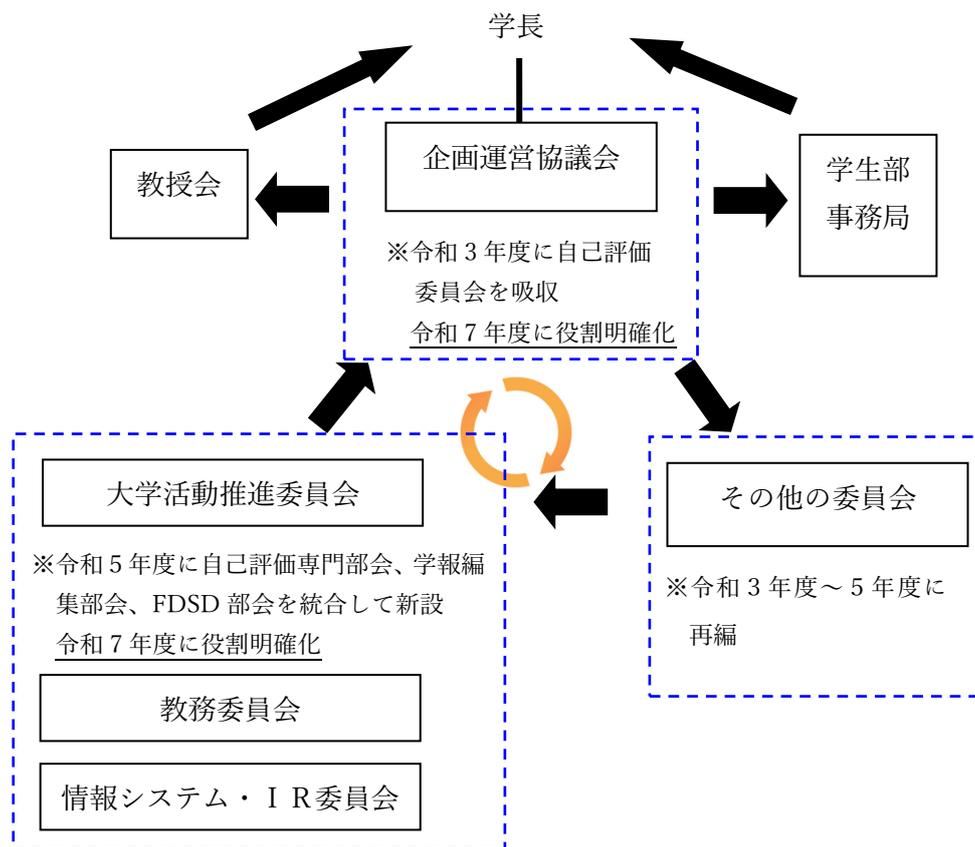
② 大学活動推進委員会

1) 教授会の下に設置され、内部質保証の基盤となる資料となる下記のデータを集約し編集するとともに、定期的に企画運営協議会に参加し、結果を報告する。

- ・ 学生による授業評価の実施及び点検結果（学生による授業評価）

- ・ 学科その他の学内組織の自己点検・評価の実施及び点検結果（『短大組織自己点検・評価報告書』）
 - ・ 短大全体の教育研究活動（『年報』）
- 2) 教育の質の向上に向けた研修を企画・実施する。
- ・ 授業方法やカリキュラム内容を改善・向上させるための組織的取り組みと、大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（FD・SD研修）

図1 内部質保証システムに係る学内組織



(2) 手続き

- ①学長は、最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- ②学長は、企画運営協議会に対し自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について指示する。学内の各組織は、大学活動推進委員会の指示に基づいて自己点検・評価を行う。大学活動推進委員会はその結果を『年報』および『短大組織自己点検・評価報告書』として取りまとめ、年度末に企画運営協議会に報告する。また、大学活動推進委員会の指示に基づいて、非常勤講師を含む全教員は学生による授業評価を行う。大学活動

推進委員会はその結果を取りまとめ、企画運営協議会に報告する。

- ③企画運営協議会は、学長の指示のもと、報告内容の検証を行い、改善が必要であると判断した場合は、当該組織に対し期限を付したうえで、改善活動を行うことを指示する。
- ④当該組織は、改善指示に対して改善活動を行い、その結果を企画運営協議会に報告する。企画運営協議会は、学長の指示のもと、内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、関係報告書等の公表について当該組織に指示する。
- ⑤学長は、「外部アドバイザー委員会」を招集し、自己点検・評価の結果を基に、本学の教育活動の編成、研究活動、地域貢献活動等運営に関する事項についての協議及び評価を、学外の有識者に依頼する。「外部アドバイザー委員会」の詳細については、「倉敷市立短期大学外部アドバイザー委員会規程」に定める。なお学長は、「外部アドバイザー委員会」での協議概要を教授会に報告し社会に公表するとともに、評価結果や意見を学校運営に反映するよう努めるものとする。

(第1108回(令和3年度第6回)教授会決定)

(第1153回(令和4年度第26回)教授会改訂)

(第1233回(令和7年度26回)教授会改訂)